

茨城県市町村保健師連絡協議会会則

(目 的)

第1条 この会は、市町村に勤務する保健師の活動に必要な専門的技術技能の啓発と研究及び保健師相互の連絡と協調を密にし、もって住民の健康と保健衛生の向上に寄与することを目的とする。

(名 称・組 織)

第2条 この会は、茨城県市町村保健師連絡協議会と称し、県内市町村をもってこれを組織する。

(事務所の設置)

第3条 この会の事務所は、茨城県水戸市笠原町 978 番 26 国保連合会事務所内に置く。

(事 業)

第4条 この会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 保健師の資質及び技術の向上対策
- (2) 保健師活動に必要な調査研究
- (3) 保健師相互の連絡及び連携
- (4) その他、この会の目的を達成するための必要な事業

(会 員)

第5条 会員は、市町村に勤務する保健師をもって会員とする。ただし、会長において適当と認めた場合は、役員会にはかりその他の保健師を加えることができる。

(届 出)

第6条 この会に加入又は脱会しようとするものは、所定の用紙に必要事項を記載して会長に届け出なければならない。

(負担金)

第7条 会員の属する市町村は、毎年度負担金を納入しなければならない。

2 負担金は、茨城県市町村負担金審議委員会が提示した日現在での市町村数、人口及び保健師数を用いて算出する。算出方法は、負担金総額の市町村均等割、人口割、保健師数割による。割合については、負担金徴収規則に定める。

3 前項の負担金の額については、総会で承認を得る。

(総 会)

第8条 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、必要がある場合は、臨時に総会を招集することができる。

2 総会は、市町村を代表する会員（以下、この条において「代表会員」という。）の2分の1以上が出席しなければ成立しない。

- 3 総会の議事を運営するため代表会員の中から議長及び副議長 1 人を選ばなければならない。
- 4 総会の議長は、総会の秩序を保持し、議事を整理する。また議長に事故あるときには、副議長が議長の職務を行う。
- 5 総会の議事は、出席した代表会員の過半数をもって決する。ただし可否同数の場合は、議長の決するところによる。また、代表会員の 3 分の 2 以上が出席した場合は通知事項以外の事項について、議決することができる。
- 6 代表会員は、賛否を明らかにした書面により総会に参加することができる。
この場合は、出席したものとみなす。
- 7 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した代表会員 2 名が署名しなければならない。

(議決事項)

第 9 条 次の事項については、総会の議決を経なければならない。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び歳入歳出予算
- (3) 事業報告及び歳入歳出決算
- (4) その他重要な事項

(役員及び定数)

第 10 条 この会に次の役員をおく。

幹事 20 名 監事 2 名

(役員を選任)

第 10 条の 2 幹事は第 18 条に規定する各ブロックから、推薦されたものとする。(水戸ブロック 5 名、日立ブロック 4 名、土浦ブロック 7 名、筑西ブロック 4 名)

- 2 監事は、水戸ブロック及び日立ブロックで 1 名、土浦ブロック及び筑西ブロック 1 名の、それぞれの推薦されたものとする。
- 3 前二項の規定により選任したときは、これを総会に報告しなければならない。

(会長、副会長、常任幹事)

第 11 条 幹事のうち 1 名を会長、2 名を副会長、2 名を常任幹事とし、幹事がこれを互選する。

(役員任期)

第 12 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任はさまたげないものとする。

- 2 役員任期が満了した場合においても後任が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとする。
- 3 役員に欠員が生じたときは補欠するものとし、補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第 12 条の 2 会長は幹事会の決定に従って会務を処理し、本会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代行する。
- 3 常任幹事は常时会務を掌握し、会長及び副会長とも事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 幹事は会則及び総会の決議を尊重し、会務について計画を立案し、事業の遂行をはかる。
- 5 監事は歳入歳出の状況を監査する。

(役員会)

第 13 条 会長は、必要があると認めるときは、副会長及び常任幹事をもって組織する役員会を招集することができる。

(幹事会)

第 14 条 幹事会は必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

- 2 幹事会は、幹事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。
- 3 幹事会の議決は、出席した幹事の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 幹事会は次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 総会の招集及び総会に提出する議案
 - (2) 会務の企画及び運営に関する事項
 - (3) その他会長が必要と認めた事項

(顧問)

第 14 条の 2 本会に顧問を置くことができる。

- 2 前項の顧問は役員会にはかり、会長が委嘱する。
- 3 顧問は会長の諮問に応じ役員会に出席して、意見を述べることができる。

(職員)

第 15 条 この会に職員を置くことができる。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 職員は会長の指揮を受け、この会の事務を処理する。

(専決処分)

第 16 条 会長は、総会において議決すべき事項について急施を要するとき、または、総会を招集する暇がないときは、役員会にはかりこれを専決処分することができる。ただし、専決処分をしたときは、次の総会においてこれを報告しなければならない。

(委員会)

第 17 条 会長は、必要があると認めたときは、幹事会にはかり委員会を設置することができる。

- 2 委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(ブロック・支部)

第 18 条 この会にブロック・支部を置く。

2 ブロック・支部の名称及び区域は、別表本会組織図のとおりとする。

3 ブロック・支部は総会等で定められた事業を行うほか、当該区域内の市町村に勤務する会員相互の連絡協調を図るものとする。

4 ブロック・支部事業に要する経費は、毎年度の予算の範囲内において交付するものとする。

5 その他ブロック・支部に関し必要な事項は別に定める。

(会計年度)

第 19 条 この会の会計は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(財産の管理)

第 20 条 この会の財産は次の各号による。

(1) 現金は、金融機関に預け入れること。

(2) その他の財産の管理は総会の議決を経て定めた方法によること。

(報酬及び費用弁償)

第 21 条 役員が会務のため旅行したときは、その旅行の費用弁償として、旅費を支給することができる。

2 前項の規定により支給することができる旅費の額は、実費弁償とする。

(委 任)

第 22 条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この会則は、昭和 51 年 5 月 24 日から施行する。

この会則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、昭和 58 年 5 月 29 日から施行する。

この会則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 15 年 6 月 10 日から施行する。

この会則は、平成 18 年 6 月 2 日から施行する。

この会則は、令和元年 5 月 27 日から施行する。

この会則は、令和 6 年 5 月 27 日から施行する。

この会則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。